

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年2月28日(火)午後2時～午後3時50分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 田口直樹(第4刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官 鈴木大輔

福岡県弁護士会所属弁護士 徳永 響

福岡地方裁判所裁判官 林 秀文(第3刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：では、皆さん、これから始めますが、よろしく申し上げます。それでは、これから大体3時半ぐらいまでをめぐりに意見交換会を始めさせていただきます。そして10分間の休憩を取って、その後、記者さんからの質問がございます。じゃあ、最初に、これから始めさせていただきますが、本日、この意見交換会に裁判員経験者として御参加いただいておりますのは、皆さん方は、昨年3月から11月にかけて福岡地方裁判所の本庁で行われました裁判員裁判に裁判員として皆様方にお仕事をさせていただきました。大変お疲れさまでした。県民の皆様方の中には、刑事裁判という法律に関わる仕事に関わって、本当に事件を理解して、有罪か無罪かを判断し、有罪の場合には、刑の重さまで決めることができるんだろうかという不安をお持ちの方もおられると思います。法廷での審理などについて、裁判員に分かりやすいものになっているかどうかなどについて、今日、皆様方に率直なお話をしていただき、裁判官、検察官、弁護人にどのような工夫が必要かなどの点についてのお話もしていただき、私どものこれからの仕事にも役立たせていただければと思っております。本日は、7名の裁判員経験者の方に御出席いただいておりますが、皆様を担当された事件は、本日司会を担当する私、林と、裁判所から出席している田口裁判長が担当した事件ということにたまたまなっておりますので、必要があれば、説明も兼ねた発言も途中でさせていただきますと思っております。それでは、本日の意見交換会の流れですが、本日の意見交換会の流れとしては、最初に裁判員の皆さん方の感想、裁

判員を務めてみての感想というようなものをお話しいただき、そしてその後で、具体的な審理だとか裁判員裁判の手續についての、いろいろな手續についてのお話をさせていただき、そして最後に、皆さん方から県民の皆さんへのメッセージ的なものをお伺いできればと思っております。それでは、最初に、裁判員としてのお仕事をしていただいて、裁判員裁判に参加された、その全体的な感想と伺いますか、印象のようなものを最初にお話ししていただければと思っております。先ほど控室で簡単な打合せをさせていただきましたが、その際には、打合せをさせていただいた際に、2番の方からいろいろ、裁判員裁判を通じて、いろいろ御自分で考えたことなどをメモを取ったというようなお話もなさっておられましたので、まず2番の方から、裁判員裁判を務めての感想のようなものを最初にお話しいただければと思いますが、2番の方、いかがでございますでしょうか。

経験者2：私が裁判員に選ばれるということは考えたこともなかったんですが、当日、裁判所の方に行きまして、事件の内容を聞かされて、まあ、3日間ですが、内容を聞いてますと、生々しいっていうんですかね、事件の内容がですね。それで、自分に置き換えて考えてみますと、加害者になる可能性というのはやっぱりあり得るんだろうなというふうに感じました。これは、私は事件の内容はちょっと申しませんが、夫婦の夫が妻を絞め殺したという事件ですね。そういうことで、やっぱり加害者になることもあり得ると、誰にでもこういうことはあり得るんじゃないかなということを感じました。裁判員制度については、全く内容については勉強しておりませんでしたので、図書館なんかに行って、裁判員司法改革というのはどういうふうか。これ、小泉構造改革のときに打ち出された司法改革なんですね。図書館に行って、いろいろ新聞なんかを引っくり返して、いろいろメモを取って帰ってきて、ああ、こういうことなのかと。

非常に、交通切符で罰金取られるのは、我々は、法律的には罰則で払ったと、そんな程度で、弁護士なんていうのは、とんでもないほど金が掛かるんだろうなということを思ったんですけども、実際にいろいろ調べていくと、やっぱり国選弁護士というのが、やっぱり経済的に苦しい人に対するの対応ができるとか、被疑者に対しても、いろんなこういう、何ていうんですか、司法改革について対応があるんだということが分かりました。いろいろ他にも、費用の面だとか検察審査会の内容だとか、そういう勉強もちょっとしまして、あとは内容につきましては、懇談の中で該当があればお話ししたいなというふうに思います。簡単ですけども、よろしくをお願いします。

司会者：ありがとうございました。それから、先ほどの控室でのお話の中で、5番の方からも、裁判員裁判を経験してからの感想の話が出てましたので、5番の方からお話しただければ、少し。お願いいたします。

経験者5：自分自身、まず、当たると思ってなかったんですけど、宝くじに当たったような感じがしたんですけど、まず、素人でできるのかなと思いましたが、それが一番。送られてきたDVDとかイラストの資料を見てみると、よくできた資料やなと思いました。それで少し楽になって、こういう制度が始まったから、まあ、当たったからには最後までやり遂げないかなと思いました。そして一応、全てが終わって、最後になれば、裁判には余り興味なかったんですけど、新聞、ラジオ、報道関係の裁判員の記事がありますけど、そういうのによく目が行くようになりました。今度はオウムの出頭してきた、ああいうのも裁判員裁判の対象になるとか、そういうのも、ああ、そうやなという、全てに目が行くようになりました。大体そういう印象で終わりました。

司会者：ありがとうございました。それから、先ほど7番の方からも感想、お話を聞かせていただきました。どうぞお話しただけですでしょうか。

お願いいたします。

経験者 7 : 月曜日に呼び出されて、26の席があったんですけど、そのうち3名が欠席で、3名がまた辞退を希望されたようで20人。そのうちの何名当たるかということは9名ですかね。やはりこういう抽せんは公開してほしいと思います。パソコンでやって、プロジェクター使ってですね。そしたら多分納得できると思うんです。そして、次の日、来たら、裁判員当たったんですけど、法廷、合議、審理と行ったんですけど、緊張して何が何だか分からない状態です。2日目にですね、ちょうど裁判官と昼休み食事しながら雑談、そして休憩時間にいろいろあって、他の話を聞いて、少し緊張のあれが解けて。やはり今後の在り方としては、裁判官と裁判員の意思の疎通で、やはりいかにして裁判員の緊張感を緩めるかですよね。そういうやり方をしてほしいと思います。そうすれば、いろいろな発言も多分いろいろ出てきて。もう本当、初日は何が何だか分からん状態で、それは多分、皆さんと一緒に思います。以上です。

司会者 : ありがとうございます。それでは、ここで皆さん方、感想をお伺いしたいと思いますので、1番の方、いかがでしょうか。裁判員を御経験なさった感想のようなものをお聞かせいただけませんか。

経験者 1 : 私は、裁判員制度自体には興味があって、もし自分が当たることがあれば、是非経験してみたいなと思ってたんですけど、まさか自分が当たるとは思ってなくて、しかも、私が担当した事件というか審理は2週間ぐらいあって、かなり長い期間、ずっと裁判所に行って裁判をしてたというので、まあ、特に事前準備もなく臨んだんですけども、ちょっと、やっぱり難しいなっていう印象はありました。特に、審理も長いですし、あと、いろんな、審理が長い分、いろんな方が出られてきて、いろんな話をされて、あと、専門用語的なところもかなり出てきて、そういう言葉が出てくる中で、自分の中ではもう、出された発言とか資料とかを取

りあえず自分の中で理解して、それに対する考えを出していこうという
ような気持ちで、もう黙々とやるってというような感じでやってました。
あと、実際、裁判員ということで、被告人の人に質問をぶついたりとい
う場もあったんですけども、何か的外れな質問をしないだろうかとか、
そういったところもいろいろちょっと考えたりしながら、考えてやって
ました。結果、判決については、まあ、自分なりの中で自分なりの意見
が言えたので、よかったかなというような感じでは思ってます。以上で
す。

司会者：ありがとうございます。1番の方には、2週間物で、かなり期間も
長く、本当に御苦労さまでした。いろいろございました。それでは、も
う少し全般的な感想をお伺いしていきます。それでは、3番の方にお伺
いたします。3番の方は、強盗強姦、それからコンビニ強盗など、1
0件ぐらいの事件を犯した被告人の事件でございますけども、それでは、
お話しただけですか。お願いします。

経験者3：一般的な、まず、印象、感想なんですけれども、12月に最高裁判所か
ら分厚い封筒が届きまして、あ、来たかっていう感じだったんですが、
先ほどお話がありましたように、内容、パンフレットとか、分かりやす
い内容で、その点は評価できると思います。やはり、ただ、裁判員に出
て、そういうものが来ると、やはり普通の人には不安がまず第一に来るか
と思うんですけども、私も、本当にそういう裁判に出たときに普通の
感覚でやれるのかという不安が確かにありました。最近、裁判員制度の
中でも死刑判決というのが出ておりますけれども、やはり、そこまで一
般の国民に求められると、それはちょっと精神的負担がかなり大きい
のではないかと。たまたま私の事件はそこまではなかったんですが、それ
にしても、やはりそれなりの精神的な負担感というのは、量刑の年数の
長さというものもありましたし、そういうのは感じました。私の場合は、

当初の選任手続を含めて6日間、実質5日間でしたけれども、一般的なサラリーマンとしては、これが限度。これ以上の長さになると、やはりちょっと、一日丸々、5日間休みを取ることになりますので、1週間以内が限度かなという感想を持ちました。それから、一般的に裁判員制度で扱われる事件は、今、1週間程度と言いましたけど、大体、数日で終わるケースもかなりありまして、裁判の迅速性にはかなり役立ってるのではないかと考えております。大体の印象は以上です。

司会者：ありがとうございました。3番の方が担当なさった事件は、判決で懲役27年という大変重い刑の、そういう形の事件でございました。どうもありがとうございました。それでは、次に4番の方、お願いいたします。

経験者4：まず、裁判所に来ること自体が初めてだったので、すごい、当たったときは緊張で一杯でした。裁判所に来ること自体が初めてだったので、最初すごく緊張だけで、まず当たらないだろうと思ってたら当たったので、私にできるのかなっていう、すごい不安感が一杯で、最初に食事を取ったときに、裁判長を初め、裁判官の方たちが、いろんな話を聞いてて緊張がほぐれ、まずは最初は聞くだけですからということで聞いてて、いろいろな方の意見とか聞き、何とか4日間、自分なりにいい体験をさせていただいたなっていう感想です。

司会者：ありがとうございました。6番の方、お伺いできますでしょうか。お願いいたします。

経験者6：今の方と同じなんですけど、やっぱり大きな封筒が来たときは、ちょっとうれしかったんですね。何か新しい世界がかいま見えるというか、そういう、年がいもなくそういう感じを受けました。ですけど、やっぱり始まりますと、実際この門をくぐりますと緊張いたしまして、今日やっと分かったんですけど、垂れ幕が張ってありまして、この裁判所の前

に。裁判員制度は司法と国民の懸け橋，裁判員制度とか書いてありました。それ，何かそういうので，ちょっと余裕ができたかなと思って，大変いい経験になったと思います。それと，なぜこういう裁判員制度が始まったかということは，市民感覚を取り入れてって感じだったと思いますけど，改めて市民感覚というものの難しさをひしひしと感じています。今も裁判とか興味を持って見てるんですけど，そういうふうに結果とか判決とか聞いて，世論調査というか，あれもそうなんですけど，こういう刑罰に関する市民感覚を取り入れるということは本当に難しいなど，しみじみと改めて感じました。

2 審理

司会者：ありがとうございました。それでは，一通り皆さん方から，裁判員を務めてみての感想というようなことをお話しいただきましたので，それでは，これから少し個別の，裁判員裁判の個別的な事項に移らせていただければと思います。裁判員裁判は，選任手続から始まって，審理，評議，判決とつながっていくわけなんですけど，特に今日は審理のところのお話を，いろいろお話を聞かせていただければなというふうに思っております。審理のところは，検察官が起訴状を朗読し，そして起訴状朗読の後，被告人と弁護人の事件についての簡単な言い分を聞いた後，検察官と弁護人が冒頭陳述を行うこととなりますが，この冒頭陳述といいますが，そこで検察官と弁護人がそれぞれの言い分，主張を明らかにするということから，そういうことをするわけなんですけど，先ほど7番の方から，初日は特に何が何だかよく分からなかったというようなお話もございまして，冒頭陳述のところは検察官も弁護人も，裁判員の皆さん方に，自分たちがいったいどういう事実を主張して，証拠によってどういふことを証明しようと考えているのかということをご皆さん方に分かっ

ていただくために冒頭陳述というのを行うわけなんですけど、先ほど7番の方から、初日は何が何だかよく分からなかった、なかなか分かりにくかったというお話がございましたので、その辺りのところ、すいません、7番の方、初日の辺りを冒頭陳述のところと絡めて少しお話しいただければ大変有り難いんですが、いかがでございましょうか。

経験者7：まあ、本当、初日は緊張感一杯ですね。やはりいろいろ法廷で聞いて、文書でも見てますと、検察官の文書はそこそこ見やすかったんですけど、弁護人の文書はカラー刷りとかいろいろあって、ちょっとやっぱり見にくくて、目に通らんような状態がありました。やはりこういう文書っていうものは定型にできないものか、やっぱり素人が見てすぐ分かりやすい文書にできんのかと、今後お願いしたいと思っております。まず、私の事件は現住建造物等放火でありまして、その意味で、殺人と比べたら意外と気分的に楽かなと、取りあえずそういう状況だったです。やはり前提としては、やっぱり証拠の確証がない場合は加害者に有利、そういうふうで審理しますので、その辺は少しはできたかなと思ってます。でも、やはり舞い上がって、その日は駄目でしたね。家に帰って少しずつ反省しながら、自分の務めをどうするかをやっていこうと、そういうことでしました。ちょっとすいません、言葉少なで申し訳ございませんけど、そういう状態でした。以上です。

司会者：7番の方に担当していただきましたのは、罪名としては現住建造物等放火という事件で、事件の中身は、被告人がお母さんと一緒に住んでいる自宅に放火して、統合失調症で心神耗弱状態にあったと、そういう事件だったわけですが、先ほど7番の方から、弁護人提出の書類が、冒頭陳述で弁護人の提出の書類は読みにくかったというふうな趣旨のお話がございましたが、あのときの事件で弁護人が提出しました冒頭陳述は、青色の背景のところ、白抜きで、青色背景の色に白抜きの文字で

弁護人が文章を書いておりましたが，そういう色使い自体もやっぱりかなり分かりにくかったという，そういう御趣旨でございましょうか。

経験者7：そうです。

司会者：ありがとうございました。冒頭陳述の場面は，まだ皆さん方，審理の初日ということになりますので，かなり緊張感が高いといえますか，法廷の下見を一度されても，その後，法廷が始まって，まだ時間があんまり経っていませんので，かなり緊張なさっている場面かなと思いますが，それでも検察官や弁護人は，皆さん方に自分たちの言い分というか主張を分かってもらおうと思って冒頭陳述をやるわけですが，冒頭陳述のところで分かりにくかったなと思われた，他の皆さん，どなたかいらっしゃいましたら，お話聞かせていただければと思いますが，いかがでございましょうか。じゃあ，少し，ちょっと具体的な事件からお尋ねしてよろしいでしょうか。4番の方にお尋ねいたしますが，4番の方の御担当なさった事件は殺人未遂と道路交通法違反の事件で，無免許運転中に横断歩行者に衝突してボンネットに跳ね上げたのに，止まらずに進行して被害者の方をひいてしまったと，こういう事件だったようですが，冒頭陳述の場面で，本日出席されている田口裁判長が検察官の冒頭陳述メモを途中でお返しをしたと。お返しをしたというか，突き返したというか，ちょっとどういう言葉が正確かはあれですが，そのときの検察官の冒頭陳述について，どんな。分かりやすかったか，分かりにくかったのか，それとも別の何か，どんな印象をお持ちになったのか，ちょっとお話聞かせていただいてよろしゅうございましょうか。

経験者4：検察官の話が全く分からなくて，私だけかなと思って，すごく不安，私だけが分からないのかなと思って，どうしようっていう気持ちになって，ああ，何かいろいろな，何か，車は何キロ進むとかっていう計算上のことを言われてたんで全く分からなくて，どうしようと思ってたんですけど

ど、そのときに田口裁判長が、みんなに分かるようなものじゃないと駄目だからっていうので突き返してくれたので、ああ、よかったなと思って、何か自分に、何かそこですごい、ああ、よかったっていう気持ちがとても強かったです。私の場合は、弁護士さんの方の話の方がすごく分かりやすくて、検察官の方の声も小さかったし、聞き取りにくかったし、説明も分かりにくかったなというのが、すごい、もうずっと。それが、皆さんと話してるときも、皆さんも同じ意見だったので、よかった、私とやっぱり同じ感じできてくれたんだってという安心感がありました。

司会者：その冒頭陳述の中に、いろいろ数字みたいなものとか、いろいろと。

経験者4：そう、そうです。

司会者：自動車を使った事件なだけに、そういうものがちょっとなかなか分かりにくかったと。

経験者4：そうです。

司会者：裁判長が突き返してくれて、ほっとしたという、こういうことでしょうかね。

経験者4：そう、そうですね。

司会者：何か田口裁判長の方から。そういうことありましたが。

裁判官：まあ、突き返したという言い方はちょっとあれかと。ちょっとそのときに私自身が反省したのは、そういう冒頭陳述、あれはメモをお返ししたんですけれども、そのことによって、今、4番の方がおっしゃっていただいたように、私も分からなかったっていうことを初めて言っていたんですよね。すごく自分自身がそのときに思ったのは、皆さん分かりやすかって聞いたら、多分、皆さん、分かりませんというふうに答えられないんだろうなと。要するに、分かりやすかと聞かれたら、分かりませんとは、やっぱり皆さんからは言いにくいんだろうなというのは、すごく自分自身が反省して、そこはやっぱり法曹の側がきちんと考えて、

審理を考えないといけないなって、すごく反省したんですけれども、やっぱり皆さんからすると、これ、よく分かりませんというのは、やっぱり言いにくいですかね。その辺、もし差し支えなければ教えていただくと。

経験者4：初日だったっていうのもあるし、何かやっぱり言いにくいっていうのは。

司会者：初日だと、裁判官ともまだ打ち解けないといいましょうかね、お互いにちょっと固いというか、ちょっとやっぱり言いにくいという部分というのがございましょうかね。

経験者4：はい。やっぱり、自分だけ分からないわっていう、何か恥ずかしさってというのが。

司会者：皆さん方、冒頭陳述メモを検察官、弁護士、毎回配るんですが、冒頭陳述メモはやっぱりあった方がいいんでしょうか。それとも、本当に要点だけ言ってくれるなら、冒頭陳述メモはなくても、本当に簡単に、もうちょっと簡潔に要領よくやってくれるなら、冒頭陳述メモはなくてもいいかなと思われそうですでしょうか。5番の方、どうぞ。

経験者5：やっぱりあった方がいいと思います。検察官の方がいろいろ説明される時、私のときは女性の方やったと思うんですけど、ちょっと早口では言われた。そやけど、裁判長さんの方から、ゆっくりとか言われたから、まあ分かりやすかったんですけど、ちょっと、さっき言われた紙があった方がいいと思います。

司会者：5番の方が担当なさった事件は、ホテルで被告人が風俗嬢を殺害した事件という、そういう事件でございましたが、やっぱり冒頭陳述をして検察官がどういう事実を証明しようと考えているかということについては、やっぱり書類としてもあった方が、やっぱりよろしいですかね。

経験者5：そうですね。目で追って、耳で聞いて、両方で聞いた方が分かりやすい

と思います。

司会者：5番の方が担当なさった事件は，事件自体としては，動機に少し争いがあったのと，あと，殺意がいつ発生したのか，殺意の発生時期の点で若干争いはあったんですが，事件として全体として見れば，事件自体については，あんまり争いはそうなかったかなというふうに思ってたんですが，やっぱりそういうふうに，あんまり，おおむね争いがないような事件でも，検察官がどういう事実を証明しようとしてるのかということについて，やっぱり書面，分かりやすいものがあった方が助かるということでございましょうかね。

経験者5：そうですね。両方で見れた方がいいというような感じが私はします。

司会者：ありがとうございました。他の皆さん，冒頭陳述のところでは何かございませんでしょうか。あんまり，検察官や弁護人からの冒頭陳述のところ一杯言われても，なかなか分らんかなというような御意見ございませんでしょうか。私ども，検察官や弁護人に，できるだけ冒頭陳述はコンパクトに。コンパクトといっても，小さい文字でびっしり書かれたら困りますので，それなりの読みやすい大きさの文字でコンパクトにしてほしい，できればA4，1枚物ぐらいのものにしてもらえればなという話を検察官や弁護人にはしているんですが，冒頭陳述のところでは何か。3番の方，どうぞ。

経験者3：基本的には，やっぱりきちんとした書類があった方がいいとは思いますが，私が裁判させていただいた事件も，事実関係での争いは全くなかった事件で，もう単純に言えば，争点が量刑のみということで，そういう，ケースバイケースだと思いますけれども，そういうケースであれば，もうポイントのみでよろしいかと思うんですが，ある程度複雑な事件とかいうものであれば，それなりの書類がないといけないのかなとは思いますが，ただ，裁判の中の冒頭陳述でそこまでやらなくても，私たち，

別室でまた、終わった後に、いろんな説明を受けたり質問をする時間はあるわけで、その中である程度、より詳しい部分をペーパーでもらってもいいのかなという気はいたします。

司会者：3番の方が御担当なさった事件は、強盗強姦が5件、それからコンビニ強盗が5件という、事件の数がかなり多かった事件でございましたですね。

経験者3：はい。だから、事件が多いから、やっぱり説明する時間も、かなりの時間を費やされたと記憶してますけれども、先ほど言いましたように、事実関係は本人はもう全て、被告人の方は認めてるわけですから、量刑のみが争点になるような事件で、そのところはポイントのみでもよろしいんではないかと。ケースバイケースで考えてよろしいんではないかというふうに思います。

司会者：必ずしも書面という形のものを取らなくてもいいかなという感じでしょうかね。

経験者3：そうですね。

司会者：ありがとうございました。1番の方にお尋ねいたしますが、1番の方が御担当なさった事件は、夫が妻に暴行を加えて、床に転倒させて死亡させた傷害致死の事件を御担当いただいて、この事件、2週間ぐらい掛かりまして、大変、御負担感もあったかと思いますが、検察官と弁護人の言い分を理解なさる上で、冒頭陳述のところでの御苦労は何か印象、分かりやすかったかどうか、あるいは、ずっと理解できたかどうか、何かお聞かせいただけますでしょうか。

経験者1：まあ、事件がかなり複雑というか、被告人が否認してる中で、被告人がやった行動がどういうふうに、本当にそれが元で死んだのかどうかってというような形だったので、事件から見ても、その資料っていうのは必要だなというふうには思いました。多分、実際、審理をしてる中でも、実

際，別室に戻って評議の中でも，何回か冒頭陳述メモに戻って事件の概要を確認するような場面も多々あったので，そういった意味では，そういった資料が必要だなと思ったんですけども，やっぱり資料はあった方がいいですけど，分かりやすい資料じゃないと，逆にあんまり，何ていうんですかね，特に自分の印象では，弁護人の資料はあんまり，本当に文字を，文章をずらっと書いてるだけで，なかなか読みづらい，理解しづらい文章で，検察官の人は，若い検察官だったからかもしれないですけど，かなり色も使って，1枚に短くまとめられて，見やすいような，分かりやすい資料を作られてましたので，資料を作るにしても，裁判員の人が理解できるような資料を作らないと，それでちょっと印象も変わってくるのかなというような感じもしました。

司会者：短いコンパクトなものの方が，すぐその書類に戻って，すぐ振り返りができるというような意味合いでございましょうか。

経験者1：そうですね，はい。総括的な資料として，ずっと使ってたようなイメージがあるんですね，検察官の冒頭陳述メモを。だから，そういった意味では，すごくよかったのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは次に，証拠書類の取調べですとか，それから証人尋問，被告人質問の辺りに移らせていただきたいんですが，証拠調べの中には，証拠書類を，例えば供述調書を読み上げていくとか，それから，写真を皆さん方にお示ししながら書類に書いてある文章を検察官が読み上げていくとか，そういう証拠書類の取調べというものがあるんですが，例えば皆さん方が証拠書類の取調べに立ち会われる中で，皆さん方が今回御経験された事件の中にも，例えば2時間を超してる事件って結構，皆さん方の中に，御経験された方がこの中にいらっしゃるんですね。ずっと証拠書類の取調べを検察官なり弁護人が読み上げていくことに，皆さん方がそれで理解としてお困りになられてないかどうか。

いや、それはもう、2時間も超されたら、それはもうたまらないと、そんなことやられたらとても理解できませんということなのか、いや、それはもう真剣にやっていますと、それなりに理解、困っていませんというふうなお話になってくるのか、少し皆さん方、お一人ずつお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。2番の方にお尋ねさせていただきますが、2番の方の事件は、夫が妻を殺害した事件だったようですが、証拠書類の取調べが約173分ぐらい、173分ですから2時間半、3時間近く証拠書類の取調べが行われたようですが、それぐらいの証拠書類の取調べ、実際に御経験なさって、時間が例えば長過ぎるとか、あるいは緊張感がそもそも続くのかとか、何か、実際に立ち会われて、御感想なり御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

経験者2：私の場合は、2日で一応、証拠関係まで終わりました、2時間ぐらいの話というのは、ストーリーを見てますと、法廷でのやり取りを見てますと、非常に分かりやすいというんですかね、生々しくて、私はよかったですと思いますね、分かりやすく。また、弁護士の話も聞いて、裏返しで聞いてますと、証言も、期間が短いというのかな、時間は長かったんですけども、期間が短いから大体集中して聞けたというのはあるんですね。

司会者：記憶に残るようなやり方だったかどうかという点はいかがでございましょうか。

経験者2：記憶には、生々しさがやっぱり残ってますね。

司会者：ありがとうございました。それでは、今度は5番の方にお伺いいたします。5番の方が担当なさったのは、ホテルで風俗嬢を殺害した事件ということでしたが、証拠書類の取調べが約2時間、120分ぐらい証拠書類の取調べが行われているわけですが、そういう証拠書類の取調べ、2時間ほど証拠書類の取調べに立ち会われて、本当に記憶に残るような

やり方になっているのかどうか，無駄がなかったのかどうか，あるいは重複，また同じものが来るのかというような御感想はないのかとか，その辺りはいかがでございましょう。

経験者 5：私を感じたのは，先ほども 2 番の方が，生々しいと言われたんですけど，この裁判員制度が始まって，少し，例えば死体は人形を使ったりとか。もう，私はもうストレートに見せていいんじゃないかなと思います。そっちの方が，罪の重さとか深さが，ちょっと人それぞれかも分からないですけど，何か判断しやすいような気がします。ちょっと人それぞれだと思いますけど，もうストレートに見せてもろた方がいいんじゃないかなと思いました。まあ，ソフトに，うまく証拠が出てるというぐらいの感じですか。以上です。

司会者：皆さん方の方から，証拠書類の取調べをする中で，例えば今，5 番の方から写真のお話が出ましたが，例えば皆さん方が事件の現場の写真を御覧になって，例えば，その写真は何のために見ているのか，あるいは，その図面は何のために見ているのか，よく分からなかったとか，あるいは，検察官あるいは弁護人が読み上げる書類は，今，何のためにその書類を読み上げているのか，よく分からなかったとか，そういう御感想ございましたら是非教えていただければと思いますが，どなたか，そういう観点から何かお話ございましたら聞かせていただけないでしょうか。どなたかございませんでしょうか。あるいは，検察官の方はよく供述調書を読み上げていきますが，供述調書の読み上げは，例えば長いものは 1 通で 30 分とか 40 分ぐらい掛かる供述調書の読み上げもあるわけなんですけど，皆さん方が供述調書の読み上げを，実際にそういう証拠調べに立ち会われて，何か御感想なり御意見をお聞かせいただければ。どなたかございませんでしょうか。4 番の方，どうぞ。

経験者 4：証拠写真の部分で，検察官の方が髪の毛を写してあって，その髪の毛の

1本，1本を写して，また違う写真で，拡大したやつっていうふうに見せられて，これは何の必要性があるのかなっていうのは，すごく印象に残ってます。そこまでは，そこまで何枚も撮る必要あるのかなっていうのはちょっと感じました。

司会者：同じ場面のものが，倍率が違ったものが何枚か出てくる。

経験者4：そうですね。

司会者：何のためにそういう倍率の小さいものから高いものまで入れているのか，そこがよく分からなかったと，こういう御趣旨ですね。

経験者4：そこまでしないといけないのかなっていうのが。

司会者：ありがとうございました。4番の方が担当なさった事件は，自動車で被害者をひいた殺人未遂の事件だったかと思いますが，4番の方の担当された事件の中で，缶詰，缶の写真，御記憶ございませんでしょうか。ちょっとそのときのこと，何か，なぜその缶の写真が写っているかというのは，何か，そのときのことですちょっとお話聞かせていただければ，お聞かせいただけますか。

経験者4：最初，写真見たときは全然分からなかったんですけど，後々になって，何日か後に，何か女性が缶を持っていたのが飛んだっていう話だったと思うんですね。まず写真見たときは，缶を撮ってるっていうだけしか分からなくて，何のために撮ってるのかなっていうのは，そこでは分からなかったです。

司会者：何のために撮っているというのが分かったのは，その日のうちでしょうか。それとも翌日。

経験者4：いや，多分，その日じゃないですね。その日じゃなかった。

司会者：じゃあ，何のためにその缶の写真が，まあ，意味があるから証拠として出されてるんでしょうが，その缶の写真がなぜ出てるのかが，証拠として見たときには分からなかったと。

経験者4：はい。

司会者：少なくともその日とは別の日になって、やっと、あの缶の写真はこういう意味だったんだなというのが分かったと、こういうことですね。

経験者4：そうですね。みんなで、ああ、あの缶はそうだったんだねっていうのが、みんな何か。

司会者：他の裁判員の方もですね。

経験者4：はい。

司会者：他に、証拠書類あるいは写真とかでお話ございませんでしょうか。7番の方から、最初、審理の初日は非常に理解できなかったというお話ありましたが、7番の方が証拠調べに立ち会われて、証拠調べのところでいろいろ分かりにくかったというお話、証拠書類とかの写真とか図面とか供述調書のところでございましたら教えていただけますか。

経験者7：私の場合は放火でありましたから、図面と、どこに灯油をばらまいて、それで後から戻ったら、またまいてやったか。写真を見て、どの方向ですね、炎がどのように上がって。あと、隣の塀が何メートルあったとか、そういう問題でありましたので、証拠としてはそれで十分かなと思っています。以上です。

司会者：あるいは、証拠書類、皆さん方が証拠調べに立ち会われて、私ども、よく経験するのは、同じようなことが、あ、また出てきたというような場面、時々あるかなと思うんですが、同じようなことがまた出てきたというようなことで何か皆さん方がお感じになられたことございましたら、それも教えていただければと思いますが、何か、どなたかございませんでしょうか。あるいは他のことでも結構ですけど、いかがでしょうか。あるいは、皆さん方の中で、緊張感がとても例えば続かないと思われたような御経験、実際、証拠調べに立ち会われて、ちょっと緊張感がやっぱりこれじゃあ続かないなと思われたことはございませんでしょうか。

あるいは、いや、これだったらもう眠くしかならないというようなことでも結構ですが、どなたかごさいませんでしょうか。1番の方、いかがでしょうか。何かそういう、教えていただけるといいんですが。

経験者1：写真で、司法解剖の写真を見、資料もあるし、モニターとしてもずっと映ってる状態が続いて、最初はやっぱり、ちょっと耐えられないじゃないですけど、まあ、ふだん見るようなものでもないの、ちょっとそれが、何でしょうかね、あんまり緊張、気分がよくないというか、そういうような感じにはなりました。まあ、変な話、ちょっと、数日やっていくうちにだんだん慣れてくるんですけど、最初はやっぱりちょっと、やっぱりこういうものを見なきゃ判断ができないのかなってというような感想を持ちました。

司会者：1番の方に御担当いただいた事件は、夫が妻に暴力を振るって、そして亡くなったという傷害致死の事件でしたが、事件の性質上、頭蓋骨から取り出した脳の写真を見ていただいたかと思うんですが、そのお話です。

経験者1：はい。

裁判官：ちょっとよろしいでしょうか。

司会者：どうぞ。

裁判官：証拠調べですね、皆さん見ていただいた書証、写真とか書類の説明とか、あるいは場合によっては、証人の話聞いたり被告人の話聞いたりというのが証拠調べなんですけど、皆さんのばくとした感想で結構なんですけど、それぞれ御担当いただいた事件で、3日から2週間を超えるような審理期間まで掛かっていますが、振り返ってみると、やはりその日数はその判断をするために必要だったのか、もうちょっと負担を法曹の側で考えれば、余計と言ったらあれですかね、要するに、もうちょっと短く、ぎゅっとしても判断に差し支えなかったのか、あるいは逆に

と、判断のためには時間を必要だったんじゃないか、その辺の、もし御感想があれば聞かせていただければ有り難いと思うんですけども。

司会者：今の田口裁判長のお尋ねについて、いかがでしょうか。どなたでも結構ですが。例えば重い刑だとか否認事件を御担当なさった方にちょっとお伺いしてもいいでしょうか。例えば1番の方、いかがでしょう。今の田口裁判長のお話なんか。1番の方の事件は、本当に夫が加えた暴行で奥さんが死んだのかどうかということをいろいろ証拠調べ、日数掛けて、結局2週間掛けて裁判員裁判やったわけですが、いかがでございましょうか。

経験者1：難しいですね。何か、そういう否認してるものの。否認してるもの、難しいですね。自分的には、もうちょっと時間があってもよかったんじゃないかなと思いました。かなり医療的な、何か医学的なところの話合いもあったので、何かこう、結論を出すのに、すごい何かゆっくりゆっくり、そういう言葉をかみしめながら、実際の事件はどうだったのかというのをちょっと考えていかないと、なかなか自分としても、これっていう結論が出なかったかなと思ってるので、確かに2週間というのは長かったんですけども、そういった意味じゃ、もう少し説明があってもよかったんじゃないかなと。何かこう漠然と、感覚的に決めるような場面というのが自分の中ではあって、もうちょっとじっくり、こういうことだったんでっていうのを分かった上で判断をしたかったということがありました。

裁判官：ちょっと聞き方が、皆さんが適切かという趣旨で聞くと、それは分からないというお考えになると思いますので、やはり御負担との関係で、もう少し法曹の側で、先ほどの証拠の話じゃないですけども、ストレートな証拠とかポイントを絞った証拠で、ぎゅっとできないかなというの、検察官、弁護人といろいろ検討してる場所なんです。ただ、

全部のディテールを捨てちゃうっていうのも、ちょっと実態が出ないということになると思いますので、その辺の皆さんの、実際、証拠を見られて判断に関わった印象で結構なんですけども、もうちょっと証拠は、いい証拠があるんだから足りてますというような感想なのか、もうちょっとやっぱりいろんな証拠があった方がいいというような感想なのか、そういう趣旨で先ほどの、審理がどうでしたかというのをちょっとお聞きした次第なんですけど、今のような形でいけば、1番の方は大体お伺いしましたが、他の方でも結構ですので、その辺はどんなふうに感じられたかというのをちょっと、もしよろしければ聞かせていただければと思うんですが。

司会者：3番の方は、言い渡された刑は懲役27年という大変重い刑だったわけですが、職務従事期間が6日間ということで、いかがでございましょう。ちょっと今の田口裁判長のお話との関係で聞かせていただけますでしょうか。

経験者3：私の裁判、田口裁判長が裁判長を務められたんですが、証拠という部分からすると、記憶では、脅しに使った包丁があったのと、あとは被害者の一人の証言がありましたが、まあ、適切かと言われれば、日数的に適切だったんじゃないかと思えますし、ただ、もうちょっと証拠が要るっていったら、じゃあ、その事件の性質上、被害者の証言を求めるのは、これはちょっと酷なことだと思われますので、ちょっと判断は難しいと思いますけれども、それ以上の証拠っていうのが、じゃあ逆にあるのかっていうと、そうそうはないわけで、最初に言いましたように、今回のケースについては、事実関係は全て本人が認めてやっておりますし、もう争点になってるのは、何年という刑を下すかだけっていうことであつたわけですから、それ以上、いろんな証拠まで必要なのかっていうのはちょっと思いました。

裁判官：ちょっと今の事件の関係でよろしいですか。ちょっと3番の方におっしゃっていただいたように、性犯罪が絡むような事件でしたので、実際、被害者の方を呼んでくるっていうのはあんまり適切でないというのも、おっしゃるとおりだと思ってるんですが、そこで検察官の方で、被害者から聞き取った内容の調書を朗読して調べたと思うんですね。その内容に関してですけど、その内容が、御記憶があればということで結構なんですけど、今、朗読されてるような具体的な、生々しいという話もありましたが、ああいうレベルまでやっぱり必要なのか、もう少し、何ていうんですかね、例えば被害者の胸を触ったぐらいのところで、刑を決める上ではいいのか、逆にもっと詳細なものが必要なのか、その辺、もし何か感想を持ったことがありましたらお聞かせいただければと思いますけれども。

経験者3：ちょっと難しい、事件の内容からすると、ちょっと難しい部分だと思いますけれども、やはり内容が生々しいだけ、強盗の方は別として、強姦の方はちょっと生々しい内容でありましたので、それを、じゃあ、より詳しくやるということになると、裁判は公平公正でないといけないというのが第一義なんですけど、より、それが詳しく詳しく、こういうことまでやったんだっていうことが明らかにされるとなると、やはり、より一般的な感情としては、被害者の方に心情が傾いてしまうという部分があるかと思えますんで、これは非常に難しい。じゃあ、どこの部分まで出して、もう出さない部分もやるのかっていったら、非常に難しい部分。ただ、あのケースでは、まあ、あの程度まで出すのは、もうやむを得ない。私個人的な判断としては、致し方ないと。全体的な判断をするには、それなりの、こういう状況でこういう内容だったっていうのは、ある程度明らかにしていただかないと、判断する立場としても、やっぱり判断できないということがあるんで、まあ、そこらはちょっと難しい部分か

もしれませんが、適切であったというふうに個人的には思います。

司会者：それでは、ちょっと4番の方にお話、今のような視点からお話を聞かせていただきたいと思います。4番の方が御担当なさった殺人未遂、道路交通法違反の事件は、無免許運転中に横断歩行者に衝突してボンネットに跳ね上げて、止まらず、ひいてしまったと、こういう事件でございました。証拠調べのときに、車に取り付けたカメラで撮影したものの証拠調べがあったかと思いますが、車に取り付けたカメラで撮影した証拠の他に、検察官の方は、それに画像の解説をしたような証拠とか出て、何か重複じゃないかなと、また、何でそんなところまで、もう取り付けたカメラを証拠調べしていますので、もうそれで十分じゃないかっていうような御感想をお持ちになったかどうか、御記憶ございましたら教えていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

経験者4：テープレコーダーに全部載ってあったので、もうそれだけでも分かるかなっていうので、それだけ、その証拠だけでも十分だったかなっていうのは感じました。

司会者：それ以外に出されていた、画像を解説したような証拠については、格別そういうようなものがなくても。

経験者4：そこまでしないといけないのかなって、逆に、そういうふうにはしないといけないのかなっていうふうに思いました。素人なので何も分からないから、これが当たり前なんだって。自分自身は、テープレコーダーがあれば、もうそれだけ。

司会者：カメラで撮影したあれですよ。

経験者4：それがあればいいけど、逆に、しないといけないんだろっていうふうに感じました。

司会者：かえって難しく考えてしまうということにもなりましょかね。

経験者4：そうですね。

司会者：ありがとうございました。6番の方にお伺いさせていただきますが、6番の方の担当なさった事件は、お酒の場でのけんかによる傷害致死の事件を担当なさったかと思いますが、6番の方は、犯行状況についての目撃者について、所在尋問に行かれたかと思いますが。

経験者6：出張で。

司会者：ええ、出張で所在尋問に行かれていますね。どうもお疲れさまでした。そのときに証人尋問をなさって、目撃状況、犯行状況については証人尋問が行われたと思いますが、その翌日に、その証人の、犯行状況ではなくて犯行までのいきさつについての供述調書の取調べが、その翌日に、証人尋問をお聞きになった翌日にあったようなんですが、何か、それまで必要だったかどうかということについて、何か御記憶ございましたら教えていただければと思いますが、何か御記憶ございませんでしょうか。

経験者6：記憶はないんです。すいません。地区の公民館に行きまして、ちょっと来てもらって、その後、その場で聞いただけで、もうそれで十分かなというふうな。そういう供述調書みたいなものを調べたか、ちょっと覚えてないんですけど、それはもう覚えてないぐらいだから、あってもなかったも。

司会者：そこは記憶がないぐらいだから、やっぱりなくてもよかったんじゃないかという、そういう御趣旨でしょうかね。

経験者6：はい。余りにもその出張尋問で、そのおばあちゃんが元気そうなので、その印象が残ってます。すいません。

司会者：そうすると、出張なさった証人尋問で、それで目的は十分達成を得たんじゃないかと。

経験者6：はい。

司会者：それ以外に供述調書、記憶に残ってないぐらいだと、こういうことですな。

経験者 6 : はい。もう、だから、裁判所がそういうふうにするのは、もうとにかく素人ですから、もうそれが当たり前と思って聞いておりますから、記憶にないということは、なくてもよかったんじゃないかなと思います。

司会者 : ありがとうございます。それでは、今度は少し、証人尋問のお話をもう少しお伺いさせていただきたいんですが、皆さん方が担当された事件で、何でこの証人の話を聞いているんだろうと、本当に必要があるんだろうとか、何かそんな、なぜその証人の話を聞くのかがよく分からないとか、そのような御感想をお持ちでしたら教えていただきたいんですが、1番の方にお伺いいたしますが、1番の方の事件では、ちょっと御記憶ございましたら教えていただきたいんですが、1番の方の事件の中で、被告人の知人のスナックのママさんですとか被告人のお母さんを、犯行のいきさつとの関係で、日頃、被告人が妻にDVをやっていたかどうかというような意味合いで証人調べ、あなたに必要性、本当に必要があるかどうかと、何かお感じになられたことございましたら教えていただければと思いますが、何か御記憶ございませんでしょうか。

経験者 1 : まあ、ちょっと記憶がないんですけれども、そういったスナックのママとかお母さんとかを呼んだ理由は、自分の中では、被告人が普段どういうふうな性格だと、普段はどうなのか、お酒飲むと暴力的になるけども、普段はどうなのかっていうところを弁護人の人が訴えたかったんだろうなっていうふうには、そのときは普通にそう思いましたんで、必要性がないとか、そういうのは余り感じはなかったです。

司会者 : 違和感はございませんでしたか。

経験者 1 : はい。

司会者 : ありがとうございます。皆さん方の御経験の中で、証人尋問で、何のために尋問している、質問しているのか、検察官あるいは弁護人は何のために質問しているのか、よく分からないとか、質問時間が、こうい

う質問，証明しようとしていることについて，質問時間がこれは余りにも長過ぎるんじゃないかとか，くど過ぎるとか，そういうことはございませんでしょうか。その辺り，何かございましたら御発言いただければと思いますが，いかがでございましょうか。どなたかございませんでしょうか。4番の方，何かございましたら教えていただきたいと思いますが，いかがでございましょうか。

経験者4：検察官の方の声が小さくて何を言ってるか分からない状況でした。

司会者：事件のポイントに沿っていたかどうかというようなことではいかがでございましょう。事件のポイントに合ったような質問だったかどうかというふうな辺り，いかがでしょうか。

経験者4：そこまではちょっと分かりません。

司会者：ありがとうございます。証人尋問のところで何かお話ございましたら。

裁判官：証人尋問の関係で，3番の方が先ほど発言された関係で，お一人の被害者の方がこられましたですね。基本的には検察官の調書で証拠調べしたわけですが，直接話を伺った方が，やはり印象が違うのか，それとも，そういう書類の報告ですね，その辺りで。もちろん性犯罪被害者なんかの場合に，無理に法廷に出てきていただくわけにはいきませんので，実はあのときは，あの方が意見を陳述したいということなのでこられたんですが，そういうように，もし御了解が得られるのであれば，証人の方がいいのか，いや，そこはどちらでもあんまり変わらないというのか，その辺で，今後の参考になるようなことがあれば。我々もちょっと，どういう証拠調べしていくかということで考えてるところ，検討しているところもありますので，御意見，感想でも結構です。

経験者3：これまた難しい問題だと思いますけれども，実際，やはり被害者本人の話を生で聞いた方が，やはり，どういう状況でどういうことをされたと

か、そういう生々しい話を聞けば、やっぱりその事件の概要っていいですか、どういう状況だったというのが本当のところ分かるという点では、参考に非常になったと思います。ただ、やっぱり被害者の方の配慮を考えれば、なかなかそれを、立場上、来ていただきたいというのは、なかなかこれは難しいことだと思いますし、それと、先ほども言いましたように、そういうことを聞けば、やっぱり心情的に、公平であるべき部分が、より被害者の方にウエートを掛けてしまいかねないようなことにもつながるのではないかというのが、ちょっと、そのところはちょっとよく分かりません。もう一つ付け加えさせていただくと、裁判が終わった後の記者会見で、どこの記者の方はちょっと忘れましたが、こういう事件については裁判員全員を女性にすべきではないですかという質問がありまして、まあ、ただ、心情的には、それは男性であっても女性であっても、内容によっては厳罰に処すべきというふうに私は考えてましたんで、その点と、もう一つは、今の裁判員制度の中では、裁判員6人が求刑どおりの、今回のケースでいえば30年というのを出したとしても、裁判官の3人の皆様を含めたところの多数決にならないと、最終的に判決、そういう何年というのが出てこないということからすると、裁判員を全員女性にしても、そのところの結論はそう変わらないんじゃないかという感想をそのとき持ったんですけれども、今のお話で、じゃあ、証人にそういう被害者を呼べば、じゃあ判決の内容が変わるのかということについては、ちょっと私も、それがどうなのかというのはちょっとよく分かりません。ただ、一つの参考としては、やはり被害者の話が聞けたというのは、事件の内容からして参考になりましたという感想を持っております。以上です。

司会者：同じような観点から、ちょっと5番の方にお伺いさせていただきますが、5番の方の担当なされた事件は、被告人がホテルで風俗嬢を殺した

という事件でしたが、犯行の動機が、自分が内縁の奥さんとの結婚話が結局うまくいかなかった。自分が言わば、自暴自棄になった理由としては、自分の内縁の奥さんとの結婚話が駄目になって、自分が人を殺すことによって、内縁の奥さんですとか、そのお父さんに迷惑を掛けると、迷惑を掛けてやるというようなことが犯行の動機というようなことで、かなり、普通だったらそんなこと考えるんだろうかというようなことが犯行の動機だったわけですが、それで、あの事件のときには、内縁の奥さんを証人として調べて、2時間ぐらい証人尋問をあのときしたかと思いますが、あの証人を調べることで裁判員の皆さん方の理解がそれなりに深まったのか、あそこまで内縁の奥さんの話を聞かずに、内縁の奥さんの供述調書はありましたので、供述調書は結局、証人尋問しましたから調べてはおりませんが、供述調書の取調べでも、あるいはよかったのか、実際に内縁の奥さんを尋問して、内縁の奥さんの話をお聞きになって、やっぱり証人に直接お話を聞かれた方が、やっぱり理解がぐっと進むというような感じをお持ちになったのかどうか、実際、御経験なさって、ちょっと感想をお聞かせいただけますでしょうか。

経験者5：実際、来てもらって話を聞けた方が、自分はよかったと思います。まあ、裁判、初めてああいう場面に出たもので、まあ、いろんな裁判を傍聴で見ておれば、経験があれば、いろんなことも見えると思いますけど、あの場で、やっぱりあれですね、やっぱり来てもらうという、参考人で来てもらった方がよかったと思います。

司会者：ありがとうございました。それでは、あと、論告、弁論について少し移らせていただきますが、論告、弁論のところ、例えば皆さん方、検察官が懲役10年とか15年とか求刑をいたしますが、検察官の求刑がなぜその数字になっているんだということについては、皆さん方、御理解できたかどうか辺りをちょっとお伺いさせていただいてよろしいでしょ

うか。7番の方，いかがでございましょうか。検察官の論告を聞かれて，なぜ検察官がその数字を求めているのかという。

経験者7：それはちょっと分かりません。素直な気持ちで。これは法律でそういうふうになってるんですかね。逆にちょっと聞きたいなと思いますね。私もは，これが正しいのか，これでいいのかは，ちょっと理解できなかった。

司会者：6番の方，例えば検察官が求刑をするときに，懲役5年とか，6番の方の担当なさった事件のときに，なぜその数字を検察官が求めているかということについては理解できたかどうかはいかがでございましょうか。

経験者6：こんなもんだろうと思いました。

司会者：5番の方はいかがでございましょうか。検察官が求める数字は，なぜその数字になっているかということについて，検察官の論告をお聞きになられて，なぜその数字になるんだろうということは，論告をお聞きになって御理解いただけたかどうかはいかがでございましょうか。

経験者5：私もはっきり分かりませんが，いろんな新聞とかテレビでちらちら見た事件の内容とかから，やっぱこのくらいかなとは自分なりに思いました。過去の，今までに新聞とかで見た事件の内容から関連付ければ，このくらいという。事例ですかね，見て，このくらいのものかなという。

司会者：他の方，論告とか弁論のところ，論告というのは検察官が最後に意見を述べて，弁護人も最後に意見述べますが，論告とか弁論のところ，何か分かりにくかったとか，もうちょっと工夫してもらえればというようなところ，御意見ございましたらお聞かせいただけないでしょうか。3番の方，どうぞ。

経験者3：私が裁判した事件では，30年の求刑で27年というようなケースでしたけれども，最初の印象としては，何で30年だっていう印象がまずあったんですね。これについては別室で，過去の裁判員制度の中で，こう

いう事例で、こういうのであれば求刑が何年で判決が何年っていう、そういう事例を幾つか見せていただきました。まあ、何で最初から30年だろうというのは、一番最初、やっぱり疑問に思いました。

2 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：論告あるいは弁論のところで御意見ございませんでしょうか。それでは、あと残りの時間は、皆さん方から県民の方へのメッセージ的なところをお一人ずつお話しただければと思いますが、お一人ずつ、皆さん方、裁判員を御経験なさせて、県民の皆さん方にメッセージ的なものとして、こういうところを裁判員の御経験に基づいてメッセージ的なものとしてお伝えさせていただければということございましたら、お一人ずつお話しただけですでしょうか。じゃあ、1番の方、いかがでございましょうか。

経験者1：私は裁判員を経験して、結果的にはよかったと思ってますので、これからなられる方については、なるべく参加された方がいいのかなと思います。以上です。

司会者：それでは、2番の方、お願いいたします。

経験者2：私も、参加してよかったなというふうに思いました。というのは、いろいろ分からんことは調べてみて、知らんところを少しでも司法の改革になるのかなというふうに解釈いたしました。

司会者：3番の方、お願いいたします。

経験者3：私も今回、裁判に参加させていただいて、裁判に対する認識が深まったということで、非常にいい経験をさせていただいたと思えました。案内が来ましたら、いろんなそれぞれの事情があると思えますけれども、辞退なさらずに是非積極的に参加された方が、一つの経験として、一人の国民として、裁判とはどういうものかというものに対して認識を深める

上で、いい経験をさせていただいたと思っております。

司会者：4番の方、お願いいたします。

経験者4：私も、参加させてもらって、すごくよかったなと思っております。すごい貴重な体験をさせてもらったと思っております。

司会者：5番の方、お願いいたします。

経験者5：私も、裁判員を経験してよかったと思えました。最初はびっくりしますが、国民として、こういう制度が始まりましたので、割り切って、どんどんやってもらいたいと思えます。

司会者：6番の方、ございませんでしょうか。

経験者6：私も、大変いい経験したと思っております。裁判のその内容にもよりますが、私は本当よかったと思っております。私が経験した裁判を、まあ、よかったと思っております。

司会者：7番の方、お願いいたします。

経験者7：まあ、人を裁くといったようなものの難しさがよく分かりました。本当に貴重な体験を頂いたんだと思えました。あとは、今後の裁判員の方には、国民の代表として、やっぱり自分の意見の重さが一番分かるように、意見をどんどん述べて、公平に判断して、裁判に臨んでほしいと思えます。

司会者：検察官あるいは弁護人の方から御発言ありませんでしたが、この機会にお尋ねされておきたいことございましたら、検察官、弁護人からございませんでしょうか。それでは、意見交換会としては、これで終了させていただきます。ここで10分間、休憩をさせていただきます。休憩を挟んで、傍聴されている記者の方からの質問をこれから受けることにいたします。それでは、3時35分から再開をいたします。3時35分から再開させていただきます。では、10分間、休憩に入らせていただきます。

(休憩)

司会者：それでは，これから記者の方から質問をしていただいて，本日出席されている裁判員経験者の方にお話しいただくということにいたします。最初に幹事社の方から質問ございますか。どうぞ。

第2 質疑応答

代表質問：幹事社の方から，代表質問という形で2問ほど質問をさせていただきます。1問目は，裁判員制度が始まりまして，今年の5月で丸3年になります。丸3年になると，制度の見直しということが議論される可能性があります。そこで，御経験をされた皆様に，経験の中で感じたこと，あるいはその後，いろいろ新聞，テレビ等を見る中で感じてきた，裁判員制度に対する疑問点ですとか，あるいは，もっとこういうことをやってもいいんじゃないかと，そういう改善点ですとか，そういった点をざっくばらんにお伺いできればと思いました。例えば，そう言われてもなかなか難しいかと思うんですけど，たくさん議論されてる点というのがありまして，先ほど話題にもなっていました，死刑の事件を一般の方が担うのは重過ぎるんじゃないかとか，あるいは量刑の話も出ましたけれど，量刑は省いて，有罪か無罪かだけを市民が判断するというのも選択肢じゃないかとか，あるいは少年事件とか性犯罪とか暴力団の事件，そういったものは省いてもいいんじゃないかとか，さまざま，守秘義務を皆さん負っていますけども，その辺はもっと緩やかにした方がいいんじゃないかとか，たくさん議論をされてる点がありまして，皆さんの視点から感じられてるところをお伺いできればと思いました。よろしくお願いします。

司会者：それでは、皆さん方が裁判員としてのお仕事を経験なさって、裁判員制度についての疑問点あるいは改善すべき点。今年の5月で丸3年になるわけですが、じゃあ、この点はお一人ずつお伺いをしていきましようか。じゃあ、1番の方から順番にお伺いしていきましようか。1番の方はいかがでございましようか。疑問点あるいは改善点。

経験者1：私は2週間という結構長い期間、月～金、月～金と、ずっと会社を休んで参加したので、やっぱり期間の問題っていうのがあると思います。ちょっと私は会社の理解があって参加できたんですけども、期間が長いイコール事件の内容的にも濃いというのがあるので、なかなか、守秘義務もあって、いろいろ考える時間というのもありますし、ちょっと精神的な負担というの、期間が長いのと事件が大きいのだと、かなりあるのかなと思うんで、そういった裁判員裁判になる事件とそうじゃない事件の線引きをした方がいいのかなと思うのと、あと、自分が出した判決に対して、その後どうなったのかっていうのが、自分で調べれば分かるんでしょけれども、分からないんですね。自分が出した判決に対して、実際、じゃあ控訴とかしたのかとか、最終的にはどういった刑になったのかっていうのを裁判所の方から知らせていただいてもいいんじゃないかなっていう、そこがちょっと最後、もやもやとしたところでした。

司会者：2番の方、いかがでございましようか。

経験者2：私は、裁判員になったときは、ちょうど68歳ですね。そういうことで時間的には余裕はあったんですが、まあ、法律の、こういう事件に対する関心が高くなったというのは一つあります。常々、事件の内容について、どういうことでこういう判決が出たのかななんていう、自分なりに考えたりもしてます。これからますます、こういう開かれた司法の場というんですかね、これは大事だろうと思います。まあ、そんなところでしょか。

司会者：ありがとうございました。それでは、次に3番の方、制度の疑問点あるいは改善点のようなところを聞かれていますので、お願いいたします。どうぞ。

経験者3：一番考えるのは、やっぱり負担感がどうなのかと。まず、無作為に選ばれた中で裁判所の方に来て、選任手続きを受ける中で、私の場合は1週間でしたけども、日数的なものが、いろんな職業の方がいらっしやる中で、どうしようもない方は当然、辞退をされればいいんでしょうけれども、やっぱり人それぞれに、それぞれが思う負担感というのがある。私の場合は、会社の方がそういう制度がありまして、ちゃんと休暇をもらって、丸々5日間、1週間休んで対応ができたんですけども、そうじゃないようなところであれば、やっぱりそれなりの負担感、日数もそうですし、先ほど話がありましたように、事件の内容によっては精神的苦痛がかなり大きいとか、そういうものがやはりどうしても出てくると思いますので、そこらの辺りがやっぱり、なるべく開かれた制度として裁判員制度が今後も国民の皆さんに浸透していくためには、そこら辺りの負担感を少しでも和らげてやって、自分もちょっと参加してみようかなと思わせるような、そういう制度にしていけないといけないんじゃないかというふうに思っております。

司会者：4番の方、お願いいたします。

経験者4：私も、自分が裁判をさせていただいて、自分がさせてもらった裁判で判決が出た後に、新聞に載るのかなと思って新聞をずっと見てたんですけど、載ってないので、その後どうなったのかなっていうふうなもやもや感というのは、1番の方と同じように残ってます。以上です。

司会者：ありがとうございました。それでは、次に5番の方、お願いいたします。

経験者5：私は、問題と言いますけど、日数がやっぱり掛かるのが一番問題じゃな

いかなと思います。私の方も4日間ぐらいでしたけど、会社の方もきちっと理解して、めったにないことだから行ってくださいということでしたけど、これが2週間とかだと、ちょっと見えない圧力が周りから掛かるような、自分なら思いますけど。やっぱり長かったら、ちょっとまずいかなというような気もします。

司会者：ありがとうございました。それでは、6番の方、お願いいたします。

経験者6：皆さん、上手に表現してくださって、そのとおりなんですけれども、私も、大体70歳以上の方は一応辞退できるというふうになってたんですね。私もちょうどぎりぎりだったんですけど、もう辞退しないで経験しました。とてもよかったと思います。それで、仕事を持ってらっしゃる方、若いお母さん、そういう方がもうちょっと参加された方が、より公平な判決が出るかと思しますので、社会的な理解をですね、雇用者の方とか世間的な理解とか、そういうのがあった方が。いろんなバラエティーに富んだ方々が集まった方がいいかなと思います。以上です。

司会者：ありがとうございました。それでは、7番の方、お願いいたします。

経験者7：裁判員の日数なんですけど、私の場合は全部、特別休暇をもらえるんですけど、ただし、パートの場合は無給なんですよ。ただ、サラリーマンとして、1週間が妥当かなと思ってます。それが2週間もなれば、人にやっぱり仕事に迷惑掛けますので、やっぱり自分の仕事を人に少ししてもらおうというのは、これはなかなか難しい面もありますので、その辺の日数ですね。それとあとは、裁判の中で、私の場合は裁判、心神耗弱の人をしたんですけど、この場合は刑が半減されると聞いてますけど、僕は、もう少し重くしてもいいんじゃないかなと思う。そうじゃなかったら、被害者のやっぱり心情となったときに、この心情によれば、やられたら、この人が精神的に問題があると、そういう問題だったら何でもいいか、そういう問題やないと思います。やはり、やっぱ、少しは

刑を重くするべきじゃなからうかと思ってます。やはり、やっぱり被害者の家族とか、そういう人の心も、心情もくみ上げていかないかんと思っています。以上です。

司会者：ありがとうございました。それでは、次の質問をどうぞ。

代表質問：じゃあ、2問目に移ります。今、何人かの方がおっしゃったんですけど、皆さんが携わった裁判のその後の話なんですけれど、これまで地方裁判所の方で裁判員裁判をしてますけれど、その後、被告なり検察側が控訴して、高等裁判所の方で審理されるというケースがかなりたくさん出てまして、それが、市民の皆さんが加わった結果と全く逆の結果の判決というものが、高等裁判所でプロの裁判官が3名でやって、市民の方とは逆の判決というのがちらほらと出てきてる現況があります。そういうことについて、そもそも三審制、最高裁判所までの三審制を採ってるんで、いろんな角度から見直すことってというのは重要なんじゃないかっていう意見もありますし、逆に、市民の意見を変えさせるっていう、裁判員制度の趣旨とは反するんじゃないかと、そういう意見もあります。経験された方の感じてることからして、高等裁判所に行って覆したり変更するということについて、どのようにお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

司会者：高等裁判所では、裁判員の方は入らずにプロの裁判官だけで判断をしますんで、一審で裁判員の方が入られた判断を高等裁判所で裁判官だけで、裁判員裁判で一審の結論を変えるというようなことについて、どういようにお考えになられますかということですが、それでは、もう一回、1番の方から順番にお伺ひしましょうか。1番の方、いかがでございましょうか。

経験者1：それはしょうがないとしか言いようがないというか、まあ、覆す、ちょっとよく分からないですね。すいません。

司会者：ありがとうございました。じゃあ，2番の方，いかがでございましょうか。

経験者2：私もよく分からないですね。何もないです。

司会者：それでは，3番の方，いかがでございましょうか。

経験者3：ちょっと難しい質問なんですけど，先ほどちょっと私が触れましたが，私の事件で，じゃあ，裁判員が6名，女性だったらどうかと。じゃあ，女性でそういう，例えば何年という判決が出て，それを高等裁判所で覆したというようなことになれば，じゃあ，ちょっとおかしいことだというふうに思いますけれども，今の裁判員制度は，先ほども言いましたように，裁判員6人が出した結論がそのまま多数決で通る制度ではありませんので，裁判官の3人の中のどなたか一人がそれにプラスして多数決にならないといけないという状況からすると，それが高等裁判所に行った時点で覆されるっていうのは，裁判員が出した結論が全く覆されるかというふうには私は思ってません。だから，そういう，そのところはそういうふうに個人的には思ってます。

司会者：ありがとうございました。じゃあ，4番の方，お願いいたします。

経験者4：私も，ちょっと難しくて，そこら辺は分からないんですけど。すみません。

司会者：それでは，5番の方，お願いいたします。

経験者5：私もはっきりは分かりませんが，よく裁判員の真意を，文句というのか，いろいろ聞いたようなこともありますけど，はっきり分かりません。

司会者：6番の方，お願いいたします。

経験者6：私は，それでいいと思います。何か，裁判員裁判で出た判決をよく参考にされて，またそういうふうに言われたということは，かえって裁判員として，責任が重いというわけではないというふうに私は考えています。

司会者：ありがとうございました。それでは，7番の方，お願いいたします。

経験者7：すみません，ちょっと分かりかねます。ただ，あとはもう職業裁判官に委ねるしかないと思ってます。それがプロの仕事ですからと思ってます。

司会者：他の記者の方から御質問。幹事社の質問は以上で終了ですね。他の，今日傍聴なさった記者さんの方から他にございませんですか。ございませんですか。この辺りで終了してよろしいですか。じゃあ，記者さんからの質問ございませんね。よろしいですね。それでは，これで終了させていただきます。では，皆さんお疲れさまでした。